







二十一日前半時から地裁平支部  
法廷で三件の判決公判が開かれ、  
ひまわり逃げ事件にかかる茨城県北  
力月、執行猶予五年の判決があつた。  
△ひまわり逃げ事件にかかる茨城県北  
茨城市華川町字小豆畠九〇、木材  
商塙安(さと)に対し、求刑どおり  
禁固一年六ヶ月、執行猶予五年。

△ひまわり逃げ事件にかかる茨城県北  
茨城市華川町字小豆畠九〇、木材  
商塙安(さと)に対し、求刑どおり  
禁固一年六ヶ月、執行猶予五年。

△ひまわり逃げ事件にかかる茨城県北  
茨城市華川町字小豆畠九〇、木材  
商塙安(さと)に対し、求刑どおり  
禁固一年六ヶ月、執行猶予五年。

## 三つの判決公判開く

# 執行猶予ひまわり逃げ自首

示し、この辺を下回った場合、整備の目標が達成されるべきだ  
入る場合は法を適用するといふ。  
いかにもなっているが、基

百二十キロ 三五一一七アカムツ二  
(小) 一四十九キロ 三五二三五ニクモチ  
ニクモチ 一百九二五キロ 二五二一  
ニラ

ホウレンソウ 一〇一四(東)  
ナリイ 三一・五(タ)  
カブ 一六一四(タ)  
ホシガキ 一〇一五(コ)

ナリシャス 一〇一〇一七〇(タ)

ミカン 八〇一五〇(タ)

夏ミカン

ハミカン

一七一五(タ)

ナラ

ホシガキ 一九四〇(タ)

ナラ

